

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教職員公舎管理規程（昭和四十七年三月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

別表山辺高等学校の項を削る。